

事業者等の皆さまへ

東根市雇用調整助成金申請代行補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、国が特例措置として実施する雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金(以下「特例助成金」という。)の支給を受けた市内の事業者の皆様に対し、その申請の手續に要した費用について、補助金を交付します。

この度の特例助成金の支給期間延長に伴い、下記のとおり市雇用調整助成金申請代行補助金の内容を変更しました。

1. 交付要件:

次のいずれにも該当することを要件とします。

(1) 市内に事業所を有する事業者

(2) 令和2年4月1日から令和4年1月31日令和4年3月31日までの間の従業員の休業について特例助成金の支給を受けた事業者

※ただし、原則、他自治体において市内事業所分の補助金を過去に受けたことのある事業者、又は、今後受けようとする事業者は、補助対象となりません。

2. 支給額:

1事業者あたり 上限 400 千円

3. 対象となる経費:

特例助成金の支給申請(当該申請の前に行う休業等実施計画届の提出を含む。)に係る事務の代行を社会保険労務士又は弁護士に依頼した場合に要する代行報酬等とします。

4. 申請書類:

申請書類は市のHPからダウンロードできます。

5. 申請期限:

令和4年6月30日(木)

6. 申請・問合せ先:

東根市経済部商工観光課商工労政係 TEL42-1111 内線3111・3112・3119
e-mail:kankou@city.higashine.yamagata.jp